

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

2024 年 12 月 13 日

広島修道大学

1. 経緯・概要

（1）発覚の時期及び契機

2024 年 1 月 22 日、不正行為の情報提供等に関する受付窓口に対して、本学教員 1 名と大学院生 2 名の名前で学会発表された 2 件の研究が発表者以外の者が執筆した修士論文及び卒業論文の内容と酷似しており、「研究倫理上の問題をはらんでいる可能性が高い」という情報提供があった。

本情報提供には事案の内容が明示され、不正が疑われる科学的な合理性のある書類等が示されているため「広島修道大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」に基づき予備調査を行った結果、学長が本調査を行うことを決定した。

2. 調査

（1）調査体制

調査委員会の構成

本学専任教員（教授）1 名、外部有識者 3 名（私立大学名誉教授（委員長）、私立大学教授、弁護士）

（2）調査期間

2024 年 2 月 28 日（水） ～ 2024 年 7 月 5 日（金）

（3）調査対象論文等

情報提供のあった 2 件の論文等（いずれも 2023 年 12 月の学会発表）

（4）調査対象者

本学専任教員（教授）1 名、本学大学院生 2 名

（5）調査対象経費

学内資金（基盤的経費への補助として大学に配分されている私学助成の一部を含む）

（6）調査方法・手順

- ・情報提供内容・予備調査内容の確認
- ・学会発表資料と先行研究資料等についての書面調査（比較分析・精査）
- ・調査対象者へのヒアリング調査・弁明聴取
- ・情報提供者等へのヒアリング調査

3. 調査結果

（1）認定した不正行為の種別

調査対象論文等である 2 件の学会発表はいずれも特定不正行為（盗用）であると認定した。

（2）不正行為に関与した研究者

本学専任教員（教授）1 名、本学大学院生 2 名

(3) 不正行為が行われた経費・研究課題

基盤的経費（基盤的経費への補助として大学に配分されている私学助成の一部を含む）による研究活動であるが、特定不正行為（盗用）を認定した学会発表に直接関係する経費の支出は認められなかった。

(4) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

①不正行為の認定について

2023年4月に大学院に進学した当該大学院生2名に対し当該教員（指導教員）から学会発表エントリーの話があり、両名が発表希望を伝えたところ、それぞれ他者が執筆した修士論文と卒業論文を発表するよう教員から指示があった。両名は教員から執筆者の了解を得ている旨の説明を受けたため問題はないと考え、それぞれの論文に基づいて抄録を作成して7月に学会に提出し、その後、ポスターを作成した。2件の学会発表はそれぞれ当該教員・大学院生3名の連名で行われた。本件では、教員自身がヒアリングにおいて「修士論文や卒業論文の内容を元に研究発表をしたということは事実」と認めているが、同時に、論文執筆者が発表を了解しているから問題はない、との主張を一貫して行った。しかし、本件は他人の論文の発表であり、問題点は、学位認定の対象である単著の論文について、執筆者ではない者が第一著者として学会発表していること及び連名になっていることである。当該教員が主張する執筆者の了解は、誤った指導に基づいて得られた、誤った内容の了解であって、「盗用」ではないとする根拠になり得ないものである。したがって2件の学会発表のいずれについても、当該教員が当該大学院生両名に「盗用」に該当する発表を指示し、3名が発表者として共同して特定不正行為（盗用）を行ったものと認定した。

②行為の悪質性の程度

教員については「高」、大学院生2名はいずれも「低」と認定した。この判断は、研究倫理のきわめて基本的な事柄に関して誤った指導をした教員の責任の重大さとその指導に従わざるを得なかった面のある大学院生の責任を考慮したものである。

③ 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響の程度

不正行為を認定した2件の発表は、他人の修士論文および他人の卒業論文をポスター発表したにとどまり、この分野の研究の進展や社会的影響が生じるとは考えにくい。

4. 研究機関が行った措置

①3名全員に対して

- ・不正行為が認定された発表の取り下げを行うよう勧告した。

②教員に対して

- ・「研究倫理研修」を再受講することを義務づけ、再受講が完了するまでは学内研究費及び競争的資金等すべての研究費への申請及び使用を認めないこととした。
- ・2024年度個人研究費増額分を返還させる予定である。
- ・「学校法人修道学園就業規則[本則](大学部編)」に基づき懲戒の手続きを取る予定である。

③大学院生2名に対して

- ・「研究倫理研修」を再受講することを義務づけた。
- ・「広島修道大学大学院学則」に基づき懲戒の手続きを取る予定である。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

- ①当該教員が、研究公正・研究倫理に対する認識・知識・理解を欠いたまま、当該大学院生に対して、学会発表に関する不適切な指導を行ったことが最大の発生要因である。
- ②当該大学院生が、研究公正・研究倫理に対する認識・知識・理解が不十分なまま、他人の論文の学会発表を安易に受け入れたことも発生要因である。
- ③前期博士課程 1 年の大学院生が複数の学会発表を行うという指導のあり方について、大学院担当の教員間で情報が共有され、相互チェック機能が働く環境があれば、本件のような問題の発生は防ぐことができたのではないかと考えられる。

(2) 再発防止策

- ・現在実施している研究倫理教育に加えて、教授会・研究科委員会において研究倫理順守の徹底を義務付ける。また、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」を怠ったことによるものも研究不正行為であることを周知徹底する。
- ・学部 1 年時に履修する全学共通科目の中で研究倫理について指導しているが、学部生のうちから研究倫理に対する理解を深めるために、卒業論文作成時期にも再度研究倫理に関する教育を行うことを検討する。大学院生に対しては、前期博士課程・修士課程 1 年時の前期中に終わるように指示している e-learning による研究倫理教育の実施時期を見直し、より早期に実施するとともに、e-learning の効果を定着させるための具体的な対策を各研究科委員会で早急に検討する。また、併せて指導教員の指導に研究倫理に関する疑義が生じた場合の相談窓口を周知する。

6. その他

(1) 不服申立ておよび申立てへの対応

当該教員から、2024 年 9 月 5 日に不服申立書が提出された。調査委員会で不服申立ての内容について審議の結果、同年 9 月 12 日に「却下」（再調査不要）の判断をした。

なお、当該大学院生 2 名からの不服申立てはなかった。

以上